

政策会議付議事案書（令和5年4月11日）

提案課名 市民税課 資産税課  
報告者名 片野新治 桐山俊克

事案名	秦野市市税条例の一部を改正することについて		資料 有
目的・必要性	<p>令和3年度及び令和5年度の地方税法の一部改正に伴い、市税条例に次のとおり改正の必要が生じたものです。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 原動機付自転車のうち、道路運送車両の保安基準に規定する特定小型原動機付自転車の税率が定められたことに伴い、必要な改正を行うもの。</li> <li>2 軽自動車税種別割に係る電気軽自動車等、一定の環境性能を有する同法に規定する軽自動車に適用するグリーン化特例について、令和2年度から令和4年度の適用条文の廃止及び令和6年度以降の適用の延長が行われたため、必要な改正を行うもの。</li> </ol>		
経過・検討結果	<p><b>【法律の公布の経過】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 令和3年3月31日 地方税法等の一部を改正する法律公布 (施行日：令和3年4月1日) 上記2が該当</li> <li>2 令和5年3月31日 地方税法等の一部を改正する法律公布  <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px; margin-left: 20px;">                     施行日：令和5年4月1日、上記2が該当                      令和5年7月1日、上記1が該当                 </div> </li> </ol>		
決定等を要する事項	<p>秦野市市税条例の一部を、次のとおり改めること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 原動機付自転車のうち、道路運送車両の保安基準に規定する特定小型原動機付自転車の税率を定めること。</li> <li>2 電気軽自動車等一定の環境性能を有するものとして地方税法で定める軽自動車（令和元年度から令和3年度中に新規に車両の番号登録をしたものに限る。）の税率を軽減する規定を削除すること。</li> <li>3 電気軽自動車等一定の環境性能を有するものとして地方税法で定める軽自動車（令和4年度から令和7年度まで（一部の種別は、令和4年度から令和6年度まで）に新規に車両の番号登録をしたものに限る。）の税率を、それぞれ翌年度分に限り軽減をすること。</li> <li>4 移動が生じた引用条項を改めること。</li> </ol>		
今後の取扱い	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 令和5年6月</li> <li>2 令和5年6月</li> </ol>	<p>令和5年6月第2回市議会定例会に上程 公布の日から施行、ただし、特定小型原動機付自転車は令和5年7月1日から施行 税制度改正周知(ホームページ等)</p>	

秦野市市税条例の一部を改正することについて

秦野市市税条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 5 年 6 月 日提出

秦野市長 高 橋 昌 和

#### 提案理由

地方税法の一部改正により、次のとおり改正するものであります。

(1) 軽自動車税について

ア 原動機付自転車のうち、道路運送車両の保安基準に規定する特定小型原動機付自転車の税率を定めること。

イ 電気軽自動車等一定の環境性能を有するものとして地方税法で定める軽自動車（令和 4 年度から令和 7 年度まで（一部の種別は、令和 4 年度から令和 6 年度まで）に新規に車両の番号登録をしたものに限る。）の税率を、それぞれ翌年度分に限り軽減をすること。

(2) 移動が生じた引用条項を改めること。

## 秦野市市税条例の一部を改正する条例

秦野市市税条例（平成元年秦野市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 31 条第 1 号エ中「及び側面」を「、側面」に改め、「3 輪のもの」の次に「及び道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）第 1 条第 1 項第 13 号の 6 に規定する特定小型原動機付自転車」を加える。

附則第 24 項中「法附則第 15 条第 26 項第 1 号イ」を「法附則第 15 条第 25 項第 1 号イ」に改める。

附則第 25 項中「法附則第 15 条第 26 項第 1 号ロ」を「法附則第 15 条第 25 項第 1 号ロ」に改める。

附則第 26 項中「法附則第 15 条第 26 項第 1 号ハ」を「法附則第 15 条第 25 項第 1 号ハ」に改める。

附則第 27 項中「法附則第 15 条第 26 項第 1 号ニ」を「法附則第 15 条第 25 項第 1 号ニ」に改める。

附則第 28 項中「法附則第 15 条第 26 項第 2 号イ」を「法附則第 15 条第 25 項第 2 号イ」に改める。

附則第 29 項中「法附則第 15 条第 26 項第 2 号ロ」を「法附則第 15 条第 25 項第 2 号ロ」に改める。

附則第 30 項中「法附則第 15 条第 26 項第 2 号ハ」を「法附則第 15 条第 25 項第 2 号ハ」に改める。

附則第 31 項中「法附則第 15 条第 26 項第 3 号イ」を「法附則第 15 条第 25 項第 3 号イ」に改める。

附則第 32 項中「法附則第 15 条第 26 項第 3 号ロ」を「法附則第 15 条第 25 項第 3 号ロ」に改める。

附則第 33 項中「法附則第 15 条第 26 項第 3 号ハ」を「法附則第 15 条第 25 項第 3 号ハ」に改める。

附則第 34 項中「法附則第 15 条第 29 項」を「法附則第 15 条第 28 項」に改める。

附則第 35 項中「法附則第 15 条第 33 項」を「法附則第 15 条第 32 項」に改める。

附則第 36 項中「法附則第 15 条第 34 項」を「法附則第 15 条第 33 項」

に改める。

附則第40項中「平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の、令和2年4月1日から令和3年3月31日」を「令和4年4月1日から令和8年3月31日」に、「令和3年度分」を「、翌年度分」に改める。

附則第41項から附則第44項までを削る。

附則第45項中「法附則第30条第7項」を「法附則第30条第3項」に改め、「令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の、」を削り、「令和5年3月31日」を「令和8年3月31日」に、「令和5年度分」を「翌年度分」に、「附則第42項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア（イ）中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア（ウ）中「6,900円」とあるのは「3,500円」」に改め、同項を附則第41項とする。

附則第46項中「法附則第30条第8項」を「法附則第30条第4項」に改め、「令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の、」を削り、「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に、「令和5年度分」を「翌年度分」に、「附則第43項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア（イ）中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア（ウ）中「6,900円」とあるのは「5,200円」」に改め、同項を附則第42項とし、附則第47項から第54項までを4項ずつ繰り上げる。

## 附 則

### （施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第31条第1号エの改正規定は、令和5年7月1日から施行する。

### （軽自動車税に関する経過措置）

- 2 この条例による改正後の秦野市市税条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

## 議案第 号 秦野市市税条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
<p>(種別割の税率)</p> <p>第31条 種別割の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し、1台について、それぞれの各号に定める額とする。</p> <p>(1) 原動機付自転車 アーウ (略) エ 3輪以上のもの(車室を備えず、かつ、輪距(2以上の輪距を有するもの)にあつては、その輪距のうち最大のものが0.5メートル以下であるもの、<u>側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、0.5メートル以下の3輪のもの及び道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車</u>を除く。)で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額3,700円</p> <p>(2)・(3) (略) 附 則 1-23 (略) 24 <u>法附則第15条第25項第1号イ</u>の条例で定める割合は、3分の2とする。 25 <u>法附則第15条第25項第1号ロ</u>の条例で定める割合は、</p>	<p>(種別割の税率)</p> <p>第31条 種別割の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し、1台について、それぞれの各号に定める額とする。</p> <p>(1) 原動機付自転車 アーウ (略) エ 3輪以上のもの(車室を備えず、かつ、輪距(2以上の輪距を有するもの)にあつては、その輪距のうち最大のものが0.5メートル以下であるもの及び<u>側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、0.5メートル以下の3輪のもの</u>を除く。)で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額3,700円</p> <p>(2)・(3) (略) 附 則 1-23 (略) 24 <u>法附則第15条第26項第1号イ</u>の条例で定める割合は、3分の2とする。 25 <u>法附則第15条第26項第1号ロ</u>の条例で定める割合は、</p>

- 3分の2とする。
- 26 法附則第15条第25項第1号ハの条例で定める割合は、  
3分の2とする。
- 27 法附則第15条第25項第1号ニの条例で定める割合は、  
3分の2とする。
- 28 法附則第15条第25項第2号イの条例で定める割合は、  
4分の3とする。
- 29 法附則第15条第25項第2号ロの条例で定める割合は、  
4分の3とする。
- 30 法附則第15条第25項第2号ハの条例で定める割合は、  
4分の3とする。
- 31 法附則第15条第25項第3号イの条例で定める割合は、  
2分の1とする。
- 32 法附則第15条第25項第3号ロの条例で定める割合は、  
2分の1とする。
- 33 法附則第15条第25項第3号ハの条例で定める割合は、  
2分の1とする。
- 34 法附則第15条第28項の条例で定める割合は、3分の2  
とする。
- 35 法附則第15条第32項の条例で定める割合は、3分の1  
とする。
- 36 法附則第15条第33項の条例で定める割合は、3分の2

- 3分の2とする。
- 26 法附則第15条第26項第1号ハの条例で定める割合は、  
3分の2とする。
- 27 法附則第15条第26項第1号ニの条例で定める割合は、  
3分の2とする。
- 28 法附則第15条第26項第2号イの条例で定める割合は、  
4分の3とする。
- 29 法附則第15条第26項第2号ロの条例で定める割合は、  
4分の3とする。
- 30 法附則第15条第26項第2号ハの条例で定める割合は、  
4分の3とする。
- 31 法附則第15条第26項第3号イの条例で定める割合は、  
2分の1とする。
- 32 法附則第15条第26項第3号ロの条例で定める割合は、  
2分の1とする。
- 33 法附則第15条第26項第3号ハの条例で定める割合は、  
2分の1とする。
- 34 法附則第15条第29項の条例で定める割合は、3分の2  
とする。
- 35 法附則第15条第33項の条例で定める割合は、3分の1  
とする。
- 36 法附則第15条第34項の条例で定める割合は、3分の2

とする。

37-39 (略)

40 法附則第30条第2項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車に対する第31条の規定の適用については、その軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

とする。

37-39 (略)

40 法附則第30条第2項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車に対する第31条の規定の適用については、その軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

41 法附則第30条第3項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車に対する第31条の規定の適用については、その軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	2,000円
第2号ア(ウ)	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円

	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

4.2 法附則第30条第4項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車に対する第31条の規定の適用については、その軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	3,000円
第2号ア(ウ)	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

4.3 法附則第30条第2項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車（自家用の乗用のものに限る。）に対する第31条の規定の適用については、その軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年



4 1 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車（営業用の乗用のものに限る。）に対する第31条の規定の適用については、その軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア（イ）中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア（ウ）中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。

4 2 法附則第30条第4項の規定の適用を受ける3輪以上の軽

度分の軽自動車税の種別割に限り、附則第41項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

4 4 法附則第30条第2項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車（自家用の乗用のものを除く。）に対する第31条の規定の適用については、その軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、附則第41項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

4 5 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車（営業用の乗用のものに限る。）に対する第31条の規定の適用については、その軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、附則第42項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

4 6 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける3輪以上の軽

自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第31条の規定の適用については、その軽自動車が令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア（イ）中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア（ウ）中「6,900円」とあるのは「5,200円」とする。

43-50 （略）

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第31条第1号エの改正規定は、令和5年7月1日から施行する。  
（軽自動車税に関する経過措置）
- 2 この条例による改正後の秦野市市税条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第31条の規定の適用については、その軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、附則第43項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

47-54 （略）

## 秦野市市税条例の一部を改正することについて

### 1 特定小型原動機付自転車の車両区分創設に伴う改正

道路交通法の一部を改正する法律及び道路運送車両の保安基準の一部を改正する省令において、現行の原動機付自転車から区分して新たに定義された特定小型原動機付自転車に係る軽自動車税種別割の税率を定めるものです。

対象車両	税率	定義
一定の要件を満たす電動キックボード等	2,000 円	原動機付自転車のうち、電動機の定格出力が 0.6 kW 以下であって、長さ 1.9 m、幅 0.6 m 以下かつ最高速度 20 km/h 以下のものを特定小型原動機付自転車とし、それ以外の原動機付自転車を一般原動機付自転車とする。

### 2 軽自動車税の種別割に係るグリーン化特例の適用見直し

#### (1) 改正の概要

軽自動車税において、排ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷が小さい車両（令和元年度から令和3年度中に新規に車両番号を登録したものに限り。）の税率を軽減するグリーン化特例を削除するものです。

また、低炭素社会の実現や地域における環境対策のため、より燃費性能等の優れた軽自動車の普及を促進する観点から、軽自動車税種別割の税率を軽減するグリーン化特例の適用期限が見直され、令和8年度課税分まで延長するものです。

#### (2) 特例の内容

##### ア 軽減率及び適用車両

特例割合			適用対象車
区分	①	75%軽減	電気自動車、天然ガス自動車 令和7年度取得分までを対象
	②	50%軽減	令和12年度基準90%達成（営業用乗用車のみ） 令和7年度取得分までを対象
	③	25%軽減	令和12年度基準70%達成（営業用乗用車のみ） 令和6年度取得分までを対象

※上記に加え、一定の排ガス規制及び令和2年度燃費基準達成を要求

イ 年税額

車種区分			標準税率	①軽減率 75%	②軽減率 50%	③軽減率 25%
三輪車			3,900円	1,000円	2,000円	3,000円
四輪車	乗用	営業用	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円
		自家用	10,800円	2,700円		
	貨物	営業用	3,800円	1,000円		
		自家用	5,000円	1,300円		

(3) 取得期間及び課税年度

取得期間	課税年度
令和 5年4月 1日から 令和 6年3月31日まで	令和6年度
令和 6年4月 1日から 令和 7年3月31日まで	令和7年度
令和 7年4月 1日から 令和 8年3月31日まで	令和8年度

3 引用条項の整理

移動が生じた引用条項を改めるものです。

4 施行日

この条例は、公布の日から施行する。ただし、特定小型原動機付自転車の規定は、令和5年7月1日から施行する。